

横手市妊婦・中学生以下インフルエンザ予防接種における留意事項

(令和7年度医療機関用)

1. 対象者について

横手市に住民登録し、接種を希望する、以下のいずれかに該当する方。

- ・接種当日、生後6か月以上15歳（中学3年生相当年齢）以下の方。
- ・妊娠している方。（母子健康手帳により確認してください）

※経鼻弱毒生ワクチン（フルミスト点鼻液）も助成対象となります。

2. 接種期間・回数について

【接種期間】令和7年10月1日～令和8年2月28日まで（期間外の接種は本事業の対象外）

【回数】生後6か月以上～13歳未満：1人2回

13歳以上～中学3年生相当年齢及び妊婦：1人1回

※経鼻弱毒生ワクチンの接種回数は1回です。また、当市助成対象者となるのは2歳～中学3年生相当までとなります。

※新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔の規定はありません。同時接種も可能です。

3. 公費負担額について

- ・公費負担額は、1人1回につき1,500円です。（高齢者インフルエンザと金額が異なります）
- ・対象者かつ生活保護世帯にある方は、1,500円を超えた分も全額公費負担になります。（接種料金が公費負担額に満たない場合は、接種料金を請求額としてください）

4. 対象者の確認について

- ・接種当日に、母子健康手帳、マイナ保険証等で住所・氏名・生年月日等を確認してください。（確認できない場合は、下記の問い合わせ先へご連絡ください）

5. 予診票について

- ・接種年月日、接種回数、住所（※地番の記入漏れが多いです）等、記入漏れにご注意ください。
 - インフルエンザ予防接種希望書欄は、原則として本人の署名です。予防接種に関わる医療機関の医師及び看護師は署名できません。本人が署名できない場合は、家族又は本人の状態をよく知る付き添いの方に代筆していただきます。
 - 「接種を希望します・接種を希望しません」欄は、必ず○で囲むようお願いします。
- ・医師署名欄について、直筆でない場合は印鑑の押印が必要です。（押印漏れにご注意ください。）
 - 予診票や請求書が不足した場合は、各地域市民サービス課または健康推進課へご連絡ください。

6. インフルエンザ予防接種済証の発行について

- ・医師署名欄について、直筆でない場合は印鑑の押印が必要です。（押印漏れにご注意ください。）

7. 請求書について（※見本あり）

- ・予診票（市町村提出用）と一緒に、翌月10日まで下記へお届けください。（11日以降の到着は、月末の支払いに間に合わない場合があります。）

- ・生活保護世帯にある方は、「緊急時医療依頼証」の写しの添付が必要です。

【請求書送付先】〒013-0044 横手市横山町1番1号 横手市健康推進課

【お問い合わせ連絡先】※市外の医療機関は健康推進課にお問い合わせください

◆健康推進課	33-9600	◆増田市民サービス課	45-5514
◆平鹿市民サービス課	24-1114	◆雄物川市民サービス課	22-2157
◆大森市民サービス課	26-2115	◆十文字市民サービス課	42-5114
◆山内市民サービス課	53-2933	◆大雄市民サービス課	52-3905